

	<p>(公財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail <a href="mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp">jwrchot@jwrc-net.or.jp</a> URL <a href="http://www.jwrc-net.or.jp">http://www.jwrc-net.or.jp</a></p>
--	--

## 欧州における 小規模水道の管理のための行動の枠組み (その2)

### 2. リスクに基づいた水道の安全性管理システムの本質的な特徴

リスクに基づいた手法の4つの主な構成要素は、リスクに基づいた手法が小規模水道に対して円滑に導入されることを可能とする法制を通じて正式なものとされることが必要であると認識されている。これらは、それぞれ、加盟国の実例を用いて、以下に明確化され、説明されている。

#### (a) 水道の登録を保持及び維持する義務

規模に関わりなく、全ての水道の位置、タイプ及び所有者を加盟国が知らなければ、欧州連合の飲料水指令の遵守について、何もなすことができない。飲料水指令の目的は水に関係するリスクから人の健康を保護することであるから、小規模水道の登録が、全ての環境上のリスク（大気、土壌、水、食品）に関して、地方レベルで公衆の健康保護に責任を有する人々に利用可能であることは論理的である。それ故、適切な地方の監督又は規制当局が地理的領域における全ての小規模水道の登録を維持することを義務化するための法令が必要とされる。さらに、この同じ情報は、適切な国の規制機関や調整機関（水道の質についての国の報告に責務を有する関連省庁の代理として）によって提供され、一元的に照合される必要がある。特定の加盟国における一般法令によっては、適切なものであれば、情報を提供する、または水道を登録する、または免許を取得することについて、小規模水道の所有者に対して義務を負わせるため、小規模水道の所有者に対して特定の義務を法令に取り入れることも必要であろう。

#### 事例研究：イングランド・ウェールズ

イングランド・ウェールズでは、水道は2つのタイプに区分されている。すなわち、免許のある会社によって運営される水道（公共水道：public supplies）と免許のない水道（私設水道：private supplies）である。公共水道は、免許を申請して免許が与えられなければならないし、また、法規を通じて、規模に関わらず、各々の公共水道に関する情報を国の規制機関に提供しなければならない。私設水道は、ほとんどが飲料水指令の意味する小規模水道である。それらは、一般世帯から、複数の世帯主によって共同所有されている水道、団地又は集落までを含むが、飲料水指令の意味するところの大規模水道である商業目的や公共建築物又は食品取扱施設も含まれることがある。法規により、全ての私設水道の登録を維持し、国の規制機関に対して定期的に情報を送付する義務が各地方当局に課される。地方当局は、一定の地理的領域における環境保健に責任を有する地方地自体の組織である。ほとんどの地方当局は、毎年報告することを義務付ける法規の改正までは、国の規制機関に対して私設水道に関する情報を送付しなかった。この改正によって、国の規制機関はガイダンスを発出するとともに年次報告書を発行することが可能となった。これは、透明性を改善し、また、水道の登録が不完全であったり、不正確であったり、利用することができなかつたりすることが明らかになった時に地方当局による取り組みのインセンティブとなった。

### 事例研究：フィンランド

フィンランドでは、水供給を開始する前に、全ての水道事業者は権限を有する地方当局、すなわち、地方自治体の保健当局によって、承諾されることが必要である。このことは、小規模又は大規模、公営又は民営を問わず、全ての水道事業者に適用される。唯一の例外は、ただ1戸の住宅に供給する私有井戸を有する私有の家屋所有者である。地方自治体の保健当局からの承認なしに給水を開始することは許されておらず、また、水源又は浄水処理に変更がなされる時は新たな承認申請がなされなければならない。この承認に係る要求事項を通じて、地方自治体の保健当局は、地理的領域における水道の登録を行うことが可能となり、また、2013年以降、これらの地方自治体の登録情報は、全国の電子データベースが利用可能となる予定である。

### 事例研究：アイルランド

アイルランドでは、公共水道の多くは飲料水指令による定義されている小規模水道であり、同様に、いくつかの民間水道は飲料水指令で定義されている大規模水道に当てはまる。このため、法令により、監督官庁は管轄する地理的領域内の全ての水道の登録を維持するとともに、国の当局に対してそのデータを提供することが要求されている。

### 事例研究：スペイン

スペインでは、給水人口が50人超で5,000人未満の水道及び商業又は公共活動の一環として給水している全ての水道（規模を問わず）は、登録が義務化されている。これらの水道に関わっている全ての人々（水道管理者、試験所、地方及び地域の当局、保健省）については、全国保健情報システムにおいて水道情報（SINAC：Sistema de Información Nacional de Agua de Consumo）に登録することが義務とされている。しかし、小規模水道については情報を登録することは助言に過ぎず、それ故、現在のところ、全ての水道が登録されているわけではない。

*(訳注) SINAC*

<http://sinac.msc.es/SinacV2/>

### 事例研究：イタリア

イタリアでは、法律により、地域の当局が全ての水道の登録を保持することとされている。水道事業者は、全ての水道に関する情報を地方及び地域の当局に提供することが要求されている。地域の当局は、この情報を収集し、最新のものに保持し、そして、全国（保健省）で利用可能な情報とすることが要求されている。しかし、国の法令よりも地域の法令の方が優先されることから、地域の当局は小規模水道についてのデータを保健省に送付しないので、小規模水道の登録は不確実なものとなっている。

### 事例研究：ベルギー

ベルギーでは、地域の監督機関が3つあり、各機関は水道の登録を保持することが要求されている。そのうちの1つの地域では、全ての水道は大規模公共水道である。その他の2つの地域では、小規模及び大規模、公営及び私営の水道が存在する。これらのうちの1つ（Wallonia）では、小規模水道は、当初、登録が義務とされていなかったことから、地域の機関は登録を求める手段がなかった。その結果、わずか（5つ）の水道が登録されただけであった。その後、登録の必要性を補強するためのイニシアティブの取組みが行われ、全ての私営水道に関する情報を収集する責任があるフルタイムの1人の検査官を選任するというよう状況が変化した。この変化があってから3年後、現在、当該地域では、ずっと多い（120の）小規模水道の登録がなされている。フランデレン地域（Flemish region）では、全ての水道事業者は、人の消費目的の水を生産する場合、速やかに監督官庁に報告するとともに登録する義務を有している。しかし、私営水道は、しばしば、この義務を遵守していない。最近、監督官庁は、商業目的で公衆向けに水を使用する私営水道事業者に対して、水道の詳細を報告・登録するよう強制措置に着手している。

## (b) 登録において一定の情報を記録する義務

登録を保持・維持する義務を設けることだけでは不十分であるということを、経験が示している。各々の水道について、どのような情報を収集・記録すべきかを明確にすることも、等しく重要である。水道の特徴（例えば、規模、人口、水源、水の使用）によって、飲料水指令に基づいて必要とされる対応が異なるので、変更がある場合は常に情報を最新にすることを要求するとともに、法令において共通の基礎情報を設定する必要があることを経験が示している。

小規模水道の登録のための情報の収集は国レベルで調整されるべきものであるが、情報が包括的で正確であることを保証するためには、地方の多大な貢献を必要とするであろう。国の調整機関の目的は、登録のために集められる必要がある重要情報を設定するとともに、標準化することであろう。ほとんどの場合、国の調整機関によって提供されたガイダンスにおいて強調されている追加情報を収集する便益とともに、最低限の情報に関する要求事項を法令で明記することになる。国の調整機関は、例えば、コミュニティが運営する組織、季節的な水道（例えば、キャンプ場）及び商業目的又は調理・加工のための水道という異なった分類の水道を確認すべきである。食品施設は、既存の食品に関する法令のもとで規制されており、したがって、国の調整機関はどのような情報が既に利用可能なのかを明らかにするため、管轄の食品安全機関と連携すべきである。

地方の情報を国の登録に入力することは重要なプロセスであり、登録が完全で正確なものであることを保証するため、国の調整機関は地方及び地域の当局並びに環境保健担当官と連携すべきである。このプロセスを助けるため、小規模水道のオペレーターが登録を行うことを法律上の要求事項とする必要性が検討されるべきであるが、その便益を促すキャンペーンを盛り上げるという意識が伴わなければ、成功しそうにもない。そのようなイニシアティブには、状況に応じて、地方のコミュニティ団体、利益団体及び産業界の代表グループを巻き込むべきである。最初のうちは、リスクの高い水道（例えば、食品施設が既に規制されているので、学校や娯楽施設のようなコミュニティが運営している組織の公共建築物を目標とする）に向けて、キャンペーンを優先することが有用であるといえる。リストが出来上がれば、それは地方で維持・管理されるべきであるが、情報は最新の情報に保つために定期的（例えば、年次）ベースで国の調整機関に提供されるべきである。

### 事例研究：イングランド・ウェールズ

登録に際して記録されるべき最低限の小規模水道の情報は、私設水道に関する飲料水指令を実施する規則において設定されている。最初の登録に際して必要となる情報は、以下のとおりである。

- ・ 固有番号識別子（unique identifier）による水道の名称
- ・ 水源のタイプ
- ・ グリッド指示による地理的位置
- ・ 給水人口の推計
- ・ 1日平均給水量の推計
- ・ 給水対象施設のタイプ
- ・ 浄水プロセスの詳細
- ・ 上記の情報を毎年レビューする義務
- ・ 30年間記録を保持する義務

また、登録を進めるためには、追加の記録が必要とされている。

- ・ 給水の計画及び説明
- ・ モニタリングプログラム
- ・ リスク評価
- ・ サンプルの結果

- ・ 不適合の調査の結果
- ・ 特例
- ・ 出された告知
- ・ 合意された措置
- ・ 受けた助言
- ・ サンプルング及びリスク評価の記録を 30 年間保持する義務
- ・ その他の全ての情報を 5 年間保持する義務

#### 事例研究：フィンランド

監督官庁が受諾するために水道事業者（公共又は私設、大規模又は小規模）による申請書に含まれるべき最低限の情報は、以下のとおりである。

- ・ 水道事業者の名前及び連絡先
- ・ 水道及び水源の位置
- ・ 年間使用水量及び給水消費者数
- ・ 原水、浄水処理及び運転管理のモニタリングの説明
- ・ 浄水処理水質及び使用薬品の説明
- ・ モニタリングプログラムの説明
- ・ 水道管理者の詳細
- ・ 緊急時計画及び代替給水措置
- ・ 人の消費のための給水の持続に関連するその他の情報

#### 事例研究：アイルランド

登録において記録されるべき最低限の情報は、以下のとおりである。

- ・ 水道事業者の名前及び所在地
- ・ 立方メートルで表される給水量又は相当する人口
- ・ 浄水処理のタイプ
- ・ 水道水源
- ・ 全国モニタリングプログラムのもとで割り当てられた給水ゾーンコード

#### 事例研究：スペイン

全国電子システム（SINAC）は、インターネット経由でアクセスするウェブアプリケーションである。そのデザインは、水の管理プロセスに焦点を置いている。中央の全国管理者及び 2 種類のユーザーアクセスがあり、それは、専門家向け（水道事業者、試験所、地域及び地方当局）と公衆向けである。ユーザーは、異なるレベルの情報（地方、地域、全国）にアクセスを持つことが認められている。水道に関する全ての情報は、空間参照型（geo-referenced）である。最新データをシステムに提供することが義務とされている。システムに保有されているデータは、以下のとおりである。

- ・ 給水ゾーン
- ・ 集水域、浄水処理、配水池、配水ネットワーク、タンカーを含むインフラ
- ・ 公認試験所
- ・ 分析結果
- ・ 基準不適合結果
- ・ 衛生検査
- ・ 特例
- ・ 水道事業者の名前

#### 事例研究：ベルギー

水道事業者は以下の情報を地域の監督官庁に提供することが、規則で明記されている。

- ・ 水道の地理的位置
- ・ 給水人口
- ・ 給水量の推計
- ・ 水源のタイプ及び浄水処理
- ・ モニタリングプログラム及びサンプルの地理的位置
- ・ サンプルの位置が代表的なものであることの証拠
- ・ 特例
- ・ 分析結果（新たな小規模水道については、予備監査モニタリングプログラムが必要である）
- ・ 基準不適合時において連絡する者の詳細を含む緊急時計画
- ・ 基準不適合後の是正措置の詳細

#### 事例研究：イタリア

水道の登録には、以下の情報が含まれる。

- ・ 原水を使用する権利の証拠書類
- ・ 水源計画
- ・ 集水域、浄水処理、配水池、配水ネットワークを含むインフラ
- ・ 水道の特性及び建設の歴史に関する技術報告書
- ・ 使用水量及び給水人口

(出典) Framework for Action for the management of small drinking water supplies

<http://ec.europa.eu/environment/water/water-drink/pdf/Small%20drinking%20water%20supplies.pdf>

(文責) センター専務理事

安藤 茂

#### 配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : [jwrchot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp)

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

#### 水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h26.html>

国・地域別の水道情報 [http://www.jwrc-net.or.jp/aswin/projects-activities/country\\_area.html](http://www.jwrc-net.or.jp/aswin/projects-activities/country_area.html)

耐震化関連の情報 <http://suido-taishin.jp/hotnews.html>

#### 水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。

なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。